

令和 5 年 1 2 月 8 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 1 5 4 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算	……………	(別冊)
議案第 1 5 5 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算	……………	(別冊)
議案第 1 5 6 号	唐津市手数料条例の一部を改正する条例制定について	……………	1
議案第 1 5 7 号	唐津市消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定 について	……………	4

議案第156号

唐津市手数料条例の一部を改正する条例制定について
唐津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月8日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い改正する
ものである。

唐津市条例第 号

唐津市手数料条例の一部を改正する条例

唐津市手数料条例（平成17年条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1件につき 450円
(2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1件につき 750円

」

を

「

(1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書書の交付	1件につき 450円
(2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1件につき 750円

」

に改め、(24)の項を(26)の項とし、(9)の項から(23)の項を2項ずつ繰り下げ、

「

(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1件につき 350円
---	------------

」

を

「

(10) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容	1件につき 350円
---	------------

を表示したものの閲覧	
------------	--

に改め、(7)の項を(9)の項とし、(6)の項を(8)の項とし、

「

(5) 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明	1件につき 350円
---	------------

を

「

(7) 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明、戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明	1件につき 350円
--	------------

に改め、(4)の項の次に次のように加える。

(5) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円
(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 700円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 157号

唐津市消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定について
唐津市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年12月8日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

唐津市消防事務手数料条例（平成17年条例第332号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表（2）の部オの項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。